

○松山衛生 e c o センターし尿浄化槽汚泥処分基準

制 定 昭和 47 年 10 月 1 日

改 正 令和 2 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この基準は、松山衛生 e c o センター（以下「施設」という。）にし尿浄化槽にかかる汚泥（以下「汚泥」という。）が過大に投入されることを規制し、もって施設の適正な維持管理をはかることを目的とする。

(許可申請)

第 2 条 汚泥を施設に投入し、その処分を受けようとする者は、し尿浄化槽汚泥処分申請書（第 1 号様式）を組合長に提出しなければならない。

(許可基準)

第 3 条 組合長が前条の申請に基づく許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市町長のし尿浄化槽清掃業の許可をうけた者又はうけることが確実な者であること。
- (2) 施設の維持管理及び操業に支障がないと認められるとき。

(許可証の交付)

第 4 条 組合長は、許可をする者に対し、第 6 条の条件を付して許可証（第 2 号様式）を交付する。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取消)

第 5 条 組合長は、許可した者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて投入停止を命ずることができる。

- (1) 汚泥以外のものを投入したとき。
- (2) 第 3 条の基準に該当しなくなったとき。
- (3) 組合長が指示した事項に、正当な理由なく従わなかったとき。

(条件)

第 6 条 施設の維持管理上の必要から組合長が投入量の総量規制をしたときは、許可をうけた者は組合長の指示に従わなければならない。

2 施設管理者の指示に従い計画的に投入し、一度に多量の投入をしてはならない。ただし、事前に組合長の承認をうけた場合はこの限りでない。

(処分費用)

第7条 汚泥を投入する者は、松山衛生e c oセンターし尿処理手数料条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）により、処分費用を支払わなければならない。

(施行期日)

1 この基準は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則（令和2年3月24日）

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

(第 1 号様式)

し尿浄化槽汚泥処分申請書

年 月 日

(宛先) 松山衛生事務組合長

番 号

松山市 町 丁目 番地

し尿浄化槽清掃業を営むについて、貴管理し尿処理施設で「汚泥」の処分をしていただきたく申請します。

記

期間 年 月 日から 年 月 日まで

処分（予定及び実績）

(単位: k l)

[illegible]

(第 2 号様式)

松山衛生事務組合指令第 号

年 月 日

し尿浄化槽汚泥処分許可書

松山衛生事務組合長

次のとおりし尿浄化槽汚泥の処分を許可する。

し尿浄化槽 清掃業者	住 所 名 称 代表者名
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
し尿処理施設	名 称 松山衛生 e c o センター 所 在 地 松山市北吉田町 7 7 番地 3 1
処 分 費 用	松山衛生 e c o センターし尿処理手数料条例同施行規則による。
許 可 条 件	1. 施設管理者の指示に従い計画的に投入し、処分量は 年間 k l 以内であること。 2. 施設管理上、投入を断ることがある。